

募集要項

一般競争入札による 入間東部広域斎場しののめの里 自動販売機設置事業者募集要項

令和7年12月
入間東部地区事務組合

自動販売機設置事業者公募スケジュール

1 募集要項公表

令和8年1月5日（月）から

入間東部地区事務組合ホームページに掲載します。

2 質問受付

令和8年1月5日（月）から

令和8年1月16日（金）正午まで

受付した質問のうち、設置希望事業者に共通する質問事項及び回答は、取りまとめて令和8年1月26日（月）までに入間東部地区事務組合ホームページに掲載します。

3 参加申込み

令和8年1月5日（月）から

令和8年1月30日（金）まで

参加を希望する者は、入札参加申込書（様式第1号）と併せて必要書類を下記提出先まで、直接持参にて提出してください。

《提出先》 ふじみ野市大井中央一丁目1番19号

入間東部地区事務組合事務局総務課（3階）

※午前9時から午後5時までの間（ただし、土日祝日を除く。）

4 入札日時

(1) 日 時

令和8年2月10日（火）午前10時から

(2) 場 所

入間東部地区事務組合 庁舎3階会議室

5 自動販売機設置

令和8年4月1日（水）（予定）

目 次

1	目的	P 1
2	応募資格要件	P 1
3	募集事項等	P 3
4	応募手続き	P 3
5	参加資格の確認等	P 5
6	設置予定事業者の決定方法等	P 5
7	失格に関する事項	P 6
8	無効な応募に関する事項	P 6
9	契約	P 6
10	設置予定事業者の取消し等	P 6
11	質問方法	P 7
12	その他	P 7
13	問合せ先	P 8

添付資料

- 1 各種様式
 - (1) 入札参加申込書（様式第1号）
 - (2) 誓約書（様式第2号）
 - (3) 過去2年間の間に国又は地方公共団体（市町村職員共済組合等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約等の実績一覧（様式第2号別表）
 - (4) 入札書（様式第3号）
 - (5) 入札書を入れる封筒の記載例（参考）
 - (6) 委任状（様式第4号）
 - (7) 質問書（様式第5号）
 - (8) 入札参加辞退届（様式第6号）
- 2 行政財産賃貸借契約書（案）
- 3 災害時における飲料の提供・調達に関する協定書（案）
- 4 自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

入間東部地区事務組合（以下「組合」という。）では、入間東部広域齋場しののめの里内に飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する事業者を募集し、一般競争入札によって設置予定事業者を決定し、当該事業者と入間東部地区事務組合有財産賃貸借契約を締結します。

自動販売機設置事業者の募集に参加を希望される方は、本募集要項及び仕様書をよくご確認いただき、内容を熟知した上でご参加ください。

1 目的

組合有財産の有効活用を図り、組合の自主財源の確保及び職員の福利厚生、公共サービスの向上を目的とする。また、一般競争入札によって設置事業者を決定することにより公平性や透明性を確保するものとする。

2 応募資格要件

次の全ての要件を満たすこと。

- (1) 本募集要項公開日から設置予定事業者決定までの間において、法人にあっては、埼玉県内に本社（店）、支店又は営業所を有し、法人格を持たない団体及び個人にあっては富士見市、ふじみ野市又は三芳町内で事業を営んでいること。
- (2) 自動販売機の設置業務において、自ら管理及び運営する実績を3年以上有すること。
- (3) 国又は地方公共団体（地方職員共済組合等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去2年間に数回（数か所）以上すべて誠実に履行していること。
- (4) 本募集要項公開日から設置予定事業者決定までの間において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び第2条第6号に規定する暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (5) 本募集要項公開日から設置予定事業者決定までの間において、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の定めるところによる処分の対象となっている団体及び構成員でないこと。
- (6) 参加申込日現在において、県税及び市（町）税を滞納していないこと。
- (7) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てをしていない者であること、会社更生法（平成14年法律第15

- 4号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者であること及び民事再生法(平成11年法律第225号に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (9) 極めて悪質な談合・独占禁止法違反行為により組合構成市町(富士見市・ふじみ野市・三芳町)の競争入札参加資格を抹消された者については、当該抹消の日から2年を経過していること。
- (10) 本募集要項公開日から設置予定事業者決定までの間において、入間東部地区事務組合の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成30年告示第7号)に定める入札参加停止の措置及び入間東部地区事務組合の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成30年告示第22号)に定める入札参加除外の措置を受けていない者であること。

3 募集事項等

(1) 件名

一般競争入札による自動販売機設置事業者募集

(2) 貸付場所及び面積（設置台数）

別添「自動販売機設置場所貸付に係る仕様書」による。

(3) 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

(4) 機器仕様及び貸付条件等

別添「自動販売機設置場所貸付に係る仕様書」による。

4 応募手続き

参加を希望する者は、必要書類を添えて、次のとおり提出してください。

(1) 提出期間

期間：令和8年1月5日（月）から令和8年1月30日（金）まで
時間：午前9時から午後5時までの間（ただし、土曜日及び日曜・祝日を除く）

(2) 提出場所

埼玉県ふじみ野市大井中央一丁目1番19号
入間東部地区事務組合事務局総務課（3階）
電話 049-261-4891（直通）

(3) 提出書類

	提出書類	法人	個人又は任意団体
①	入札参加申込書（様式第1号）	○	○
②	誓約書（様式第2号及び様式第2号別表）	○	○
③	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し可）	○	
④	納税証明書（原本）次頁「添付する納税証明書一覧」参照	○	○
⑤	身分証明書（写）		○
⑥	確定申告書（写）		○
⑦	印鑑証明書（写し可）	○	○
⑧	設置する自動販売機のカatalog（※貸付箇所ごとに1部）	○	○

- ア 証明書類は発行後3ヶ月以内のものとし、納税証明書は直近1事業年度分を提出すること。
- イ 提出部数は、事業者ごとに1部提出すること。
- ウ 提出書類は返却しない。

※添付する納税証明書一覧

法人用

証明書の種類	法人事業税（県税）	法人県民税（県税）	法人市（町）民税（市町村税）
証明書交付機関	埼玉県県税事務所	埼玉県県税事務所	各市町収税担当課
富士見市・ふじみ野市・三芳町に本店、支店又は営業所を有する者	○	○	○
富士見市・ふじみ野市・三芳町外で埼玉県内に本店、支店又は営業所を有する者	○	○	

個人用

証明書の種類	個人事業税（県民税）	市町村民税
証明書交付機関	埼玉県県税務署	各市町収税担当課
富士見市・ふじみ野市・三芳町に事業所を有する者	○	○
富士見市・ふじみ野市・三芳町外で埼玉県内に事業所を有する者	○	

法人・個人共通

証明書の種類	固定資産税
証明書交付機関	各市町収税担当課
富士見市・ふじみ野市・三芳町内に土地・家屋・償却資産を有する者	○

(4) 提出方法

提出期間内に、提出に必要な書類を提出場所に直接持参すること。
(郵送、電話、ファクシミリ、インターネット等による受付は行いません。)

5 参加資格の確認等

参加資格を有することを証明する書類として、4(3)に掲げる提出書類一式を指定の期限までに提出し、参加資格の確認を得る必要がある。

また、事務の担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、参加者の負担において説明をすること。

6 設置予定事業者の決定方法等

(1) 設置予定事業者の決定方法

参加資格要件を満たし、必要書類が適正に提出された者であって、入札により入札金額が予定価格以上かつ最も高く提示した者を設置予定事業者とする。

なお、2者以上が同額で最も高い金額を提示した場合には、「くじ引き」により設置予定事業者を決定する。この「くじ引き」は、辞退することができない。

(2) 入札日時及び場所

ア 日時 令和8年2月10日(火) 午前10時から

イ 場所 ふじみ野市大井中央一丁目1番19号

入間東部地区事務組合 庁舎3階会議室

(3) 実施方法

ア 入札書(様式第3号)は、入札用封筒に入れ、割印し、封筒表面には氏名等必要事項を記載すること。

イ 入札回数は1回とする(再度入札は行わない。)

ウ 都合により入札を辞退する場合には、入札参加辞退届(様式第6号)を入札日2日前までに提出すること。なお、提出は郵送可能とする(期日必着)。

(4) 入札保証金

入間東部地区事務組合契約規則(平成30年規則第45号。以下「契約規則」という。)第7条第1項第4号の規定により免除とする。

(5) 入札書に記載する金額

入札書(様式第3号)に記載する金額は、年額とし、当該年額の110分の100に相当する金額(消費税及び地方消費税相当額を控除した金額)を記載すること。

なお、賃貸借契約額については、入札書(様式第3号)に記載された年額に100分の10に相当する額(消費税及び地方消費税相当額

)を加算した金額(当該年額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を賃貸借契約額とする。

(6) 入札参加者の証明

ア 入札参加者が本人の場合は、名刺を提出する。

イ 代理人の場合は、委任状(様式第4号)を提出する。

7 失格に関する事項

(1) 入札開始時間に、入札会場に本人又は代理人が不在のとき。

(2) 入札書に記載された金額が、予定価格未満の金額であったとき。

8 無効な応募に関する事項

(1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者によるもの

イ 委任状の提出がない代理人によるもの

ウ 不正行為によるもの

エ 入札書の内容、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき。

オ 入札書の記名押印を欠くもの及び金額を訂正したもの

カ 入札関係職員の指示に従わないなど、入札会場の秩序を乱した者によるもの

(2) その他

提出した書類は、提出期限を過ぎた後は、書換え、差換え又は撤回をすることはできない。

9 契約

(1) 別添契約書(案)のとおりとする。

(2) 設置予定事業者は、令和8年2月27日(金)までに、契約書を記名押印のうえ組合に提出し、組合と賃貸借契約を締結すること。

10 設置予定事業者の取消し等

(1) 次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての資格を取り消すものとします。

ア 上記9の(2)に示す期日までに、契約書が提出されなかったとき

イ 応募の提案内容に虚偽の報告があったとき

ウ 設置予定事業者が応募者の資格を失ったとき

エ 著しく社会的信用を損なう行為などにより、設置事業者として相応しくないと組合が判断したとき

(2) 上記(1)により、設置予定事業者の資格を取り消したとき及び設置予定事業者が契約を締結しないときは、次点の者と随意契約交渉

を行います（予定価格以上のものに限る）。

11 質問方法

自動販売機設置事業者募集要領に対する質問方法等は、次による。

(1) 質問の方法

質問は、令和8年1月5日（月）から令和8年1月16日（金）正午までに、質問書（様式第5号）の様式を使用し、原則として電子メールにより、下記13に示すあて先に提出すること。

なお、質問の提出にあたっては、事前又は事後速やかに提出する旨又は提出した旨を下記13の担当あてに電話連絡すること。（質問は必要最小限とすること。）

受付期間以外の質問及び指定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。ただし、応募手続きなど事務手続きに関する質問はこの限りではない。

(2) 質問への回答

原則として、質問者に対し電子メールで個別に回答する。また、各設置希望事業者に通ずる質問事項及び回答は、とりまとめて令和8年1月23日（金）までに組合ホームページに掲載する。

12 その他

(1) 提出書類は、提出後は、書き換え、差し替え又は撤回をすることはできない。

(2) 設置予定事業者を公正に決定できないなど、特別な事情があると認めるときは、入札時期を延期し、又は取り止めることがある。

(3) 本書に定めがない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の定めるところによる。

(4) 本書を入手した者は、本件手続以外の目的で本書を使用してはならない。

(5) 申請書に虚偽の記載をした場合は、入札参加停止措置及び現に受けている行政財産使用許可の取消及び財産賃貸借契約の解除を行うことがある。

(6) 仕様書及び物件調書に記載されている販売実績は、各設置事業者からの報告に基づくものであり、その販売数を保障するものではありません。また、売上減に対して市からの保障は一切しない。

(7) 消費税率は、変更があった日以降に最初に到来する4月1日の年度において、貸付料の消費税率を変更し、請求する。

13 問合せ先

ふじみ野市大井中央一丁目1番19号

入間東部地区事務組合事務局総務課（3階）

TEL：049-261-4891（直通）

FAX：049-261-4395

e-mail：jimukyoku@irumatohb119.jp